

社会福祉法人双樹苑役員の報酬支給規定

第1条 理事長の報酬は月額15万円とする。

附則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。